

鳥取県気候非常事態宣言

地球温暖化による異常気象は、わが国はもとより世界を一変させ、鳥取県もその気候変動により非常事態に至っている。

例えば、鳥取県でも、令和2年12月には、強い冬型の気圧配置において日本海寒帯気団収束帯が発生し、山地を中心に湿った重たい雪が降り続いたため、多くの倒木が発生し交通にも支障を生じた。また、令和3年7月には、島根県沖から雨雲が急速に発達し同じ場所で次々と積乱雲が生じるバックビルディング現象が起こり、各地で過去最大雨量をもたらし、小河川からの越水などの被害を生じた。こうした頻発する異常気象の要因は、地球温暖化に伴い日本海全体の海水温が上昇し、かつてないような水蒸気を蓄えた雨雲・雪雲が発達したことにあると考えられる。これらにとどまらず、人類の活動が引き起こした気候変動の影響によって、鳥取県で土砂崩れ、大規模浸水、ため池決壊、農作物被害をはじめ、経済・社会活動やインフラに甚大な被害と大きな損失をもたらすに至っており、根本原因である深刻な気候変動に歯止めをかけることが急務だ。

このため、環境推進活動を展開し、再生可能エネルギーの活用、環境に優しく賢く住まうライフスタイルなどを精力的に推進し、2050年カーボンニュートラル実現を目指すべく、県民、事業者、行政など鳥取県の総力を挙げて行動を起こさなければならない。

よって、鳥取県は、気候変動が深刻な状況に立ち至っている認識を世界と共有し、このまま漫然と破局へ向かう選択ではなく、地球と人間が共存する持続可能な未来こそを選択するという決意を明らかにし、ここに「気候非常事態」を宣言する。

令和4年1月13日

鳥取県知事 平井伸治